

豊橋市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成 30 年 3 月 30 日制定

令和 3 年 2 月 25 日改定

豊橋市農業委員会

第 1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号。以下「法」という。）の改正法が平成 28 年 4 月 1 日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

豊橋市においては、野菜、畜産、果樹、花きなどを中心に農業が非常に盛んな地域である（「平成 30 年農業産出額 434 億円（農林水産統計）」全国 10 位）。しかしながら、農業者の高齢化や後継者の不足などの課題に加え、農地の利用状況、営農類型は地域により異なっており、地域の実態に応じた取組み、対策の強化が求められている。

担い手や後継者の確保が進まない地域では、遊休農地の発生防止・解消に努めるなかで、当該農地を担い手など受け手農家にバトンタッチしていく必要がある。また、担い手や後継者への農地利用の集積・集約化に向け、農地中間管理事業、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定等を活用し、これらをさらに推し進めていく必要がある。

以上のような観点から、地域の課題を認識し、活力ある農業を築くため、法第 7 条第 1 項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて、「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、豊橋市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成 25 年 12 月 10 日農林水産業・地域の活力創造本部決定）で、「今後 10 年間で、担い手の農地利用が全農地の 8 割を占める農業構造の確立」とされたことから、それに合わせて令和 5 年を目標とし、農業委員及び推進委員の改選期である 3 年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成 28 年 3 月 4 日付け 27 経営第 2933 号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

第2 具体的な目標と推進方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
現 状 (令和2年3月)	7,601ha	201ha	2.6%
目 標 (令和5年3月)	7,601ha	111ha	1.5%

※1 管内の農地面積は、第66次東海農林水産統計年報の耕地面積と農地法30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積である。

※2 遊休農地面積は、農地利用状況調査に基づく農地法第32条第1項第1号及び第2号に該当する面積の合算値である。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

- 農業委員と推進委員による農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施する。
- 利用意向調査の結果を踏まえ、農業委員、推進委員、市、農協等との間で、地区委員会等の場を活用しつつ、情報の共有を図る。
- 遊休農地の解消にあたっては、市及び県と連携しながら各種事業の活用を図り、情報提供に努める。
- 利用状況調査で発見した違反転用については、周囲の営農に影響が出ないように適宜監視しつつ、関係機関と連携して農地の適正利用を図るよう指導及び助言を行う。
- 利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農地情報公開システム（全国農地ナビ）」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

② 農地中間管理機構等との連携について

- 利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付けを中心に農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定等を行う。

③ 非農地判断について

- 利用状況調査と同時に実施する「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」によって、B分類（再生利用困難）に区分された荒廃農地については、豊橋市農業委員会非農地証明書（遊休農地）交付事務処理要領に基づいて「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

（１）担い手への農地利用の集積目標

	管内の農地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
現 状 (令和2年3月)	7, 490ha	1, 976ha	26.4%
目 標 (令和5年3月)	7, 490ha	3, 745ha	50.0%

※1 管内の農地面積は、第66次東海農林水産統計年報の耕地面積である。

※2 集積面積は、豊橋市における、「担い手及びその農地利用の実態に関する調査の実施について」（平成26年9月24日付け26経営第1650号農林水産省経営局通知）別紙2に定める農地利用集積の対象となる担い手がその耕作に供している農地の面積である。

（２）担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「人・農地プラン」の作成・見直しについて

- 農業委員会は、地域ごとに人と農地の問題解決のため、「地域における農業者等による協議の場」を通じて、認定農業者等を地域の中心となる経営体と位置付け、それぞれの農業者の意思と地域の資源に照らした実現可能性のある「人・農地プラン」の作成と見直しに積極的に関与する。

② 農地中間管理機構等との連携について

- 農業委員会は、市、農地中間管理機構及び農協等関係機関と連携し、（ア）農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、（イ）経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、（ウ）利用権の設定期間が満了する農地等についてリスト化を行い、「人・農地プラン」の作成・見直し、農地中間管理事業を中心に農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定等の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。マッチングにあたっては、リストをもとに必要に応じて現地調査、戸別訪問等を実施する。

③ 農地の利用調整と利用権設定について

- 管内地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

また、農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がいない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業や市、県が実施する各種事業の活用と併せて新規参入の受入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。

土地改良事業等によって整備された農地が担い手に継続して耕作されるようにするため、管内の農地利用の情報収集に努め、必要に応じて新たなマッチングを行う。

④ 農地の所有者等を確知することができない農地の取扱い

- 農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続を経て県知事の裁定で利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標（単年度）

	新規参入者数(個人) (新規参入者取得面積)	新規参入者数(法人) (新規参入者取得面積)
現 状 (令和2年3月)	3 人 (1. 8 h a)	1 法人 (0. 5 h a)
目 標 (令和5年3月)	3 人 (1. 8 h a)	1 法人 (0. 5 h a)

※ 新規参入者とは、農地法第3条による権利の設定及び移転を行い、新たに農業経営を開始するもの（農業後継者による親元就農を除く）をいう。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

- 県・全国の農業委員会ネットワーク機構及び農地中間管理機構と連携し、管内の農地の借入れ意向のある参入希望者（法人を含む。）の情報の入手に努め、積極的な働きかけを行う。

② 農業委員会のフォローアップ活動について

- 市、県、農協等関係機関が実施している各種事業の情報提供を行う。
- 農業委員及び推進委員は、新規参入者（法人を含む。）に対して、関係機関と連携し、農地について所有者との橋渡しや積極的な助言等に努める。